

春日井市ふるさと納税に係るお礼品贈呈事務実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふるさと納税制度(個人が地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定による指定を受けた都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金を支出した場合に、当該寄附金について同法第37条の2第1項及び第314条の7第1項の規定による寄附金税額控除を適用する制度をいう。)に係る本市への寄附(以下「寄附」という。)及び本市に寄附を行った者(以下「寄附者」という。)に対するお礼品の贈呈について、必要な事項を定めるものとする。

(寄附の申込)

第2条 本市に寄附をしようとする者は、次のいずれかの方法により申し込むものとする。

- (1) 春日井市ふるさと納税申込書(第1号様式)を使用する方法
- (2) 市長が指定するウェブサイトを経由する方法

(寄附金の納付方法)

第3条 寄附金の納付は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 本市が発行する納付書による方法
- (2) 現金書留を使用する方法
- (3) 現金を持参する方法
- (4) 郵便振替払込取扱票を使用する方法
- (5) 市長が指定するウェブサイトを経由して寄附をする場合において、市長が別に定める方法

(寄附金受領証明書の交付)

第4条 市長は、寄附金を受領したときは、寄附者に対し、寄附金受領証明書(第2号様式)を交付するものとする。

(お礼品の贈呈)

第5条 市長は、寄附者に対し、お礼品を贈呈するものとする。ただし、寄附者がお礼品を希望しない場合又は市内に住所を有する者が本市に寄附した場合は、この限りでない。

(登録の申請)

第6条 お礼品の提供をしようとする事業者は、春日井市ふるさと納税お礼品登録申請書（第3号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 お礼品の提供に係る要件、基準、謝礼等は、市長が別に定める。

(登録の承認)

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときは、承認の可否を決定し、当該申請を行った事業者にその内容を通知するものとする。

(登録の変更)

第8条 事業者は、承認を受けたお礼品についてその内容の変更をしようとするときは、春日井市ふるさと納税お礼品登録変更申請書（第4号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の申請について準用する。

(契約の締結)

第9条 第7条の規定により承認を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、本市との間において、ふるさと納税お礼品提供に関する契約を締結するものとする。

(謝礼金の支払)

第10条 事業者は、謝礼金を請求するときは、毎月末日までの謝礼金について、次に掲げる書類を添えて翌月末日までに請求するものとし、市長は、請求を受けたときは、納入完了の検査を行い、検査に合格したときは、請求書を受理した日から30日以内に謝礼金を支払うものとする。

(1) 春日井市ふるさと納税お礼品発送報告書兼請求内訳書

(2) お礼品を発送したことを証する書類

2 前項の場合において、謝礼金に1円未満の端数金額が生じたときは、その端

数金額を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第11条 市長は、第9条に規定する契約に違反し市に損害が生じた場合は、その損害の賠償を請求することができる。

(提供の辞退)

第12条 登録事業者は、お礼品の提供を辞退しようとするときは、速やかに、春日井市ふるさと納税お礼品辞退届(第5号様式)を市長に提出するものとする。

(承認の取消)

第13条 市長は、登録事業者が提供するお礼品がふるさと納税制度の趣旨に照らし、適切でないと認めるときは、当該登録事業者のお礼品について、登録の承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により登録の承認を取り消したときは、登録事業者に通知するものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

春日井市ふるさと納税申込書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

住 所	〒		
フリガナ		連絡先	電話：
氏 名			Mail：

私は、次のとおり春日井市へ寄附を申し込みます。

1 寄附金額	
2 寄附の使い道	
3 寄附の方法	
4 寄附金税額控除に係る申告特例申請書の送付 該当する項目にチェックしてください。	
<input type="checkbox"/> 希望する（ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用される方） <input type="checkbox"/> 希望しない（来年確定申告をされる方）	

5 お礼品の選択 お礼金を希望されない方はチェックしてください。

品 名	金 額	個 数

お礼品の送付先を変更する方は記載してください。(住所、宛名、連絡先)

--

寄附金受領証明書

住 所 _____

氏 名 _____ 様

¥ _____

本市への寄附金（ふるさと納税）として、 年 月 日に上記の金額を受領いたしました。

年 月 日

春日井市長

- ※ 本証明書は、確定申告時まで大切に保管してください。
- ※ 確定申告書の寄附先の所在地欄には「愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地」、寄附先の名称欄には「春日井市」とお書きください。
- ※ ふるさと納税のお礼品は、一時所得に該当します。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

第3号様式（第6条関係）

春日井市ふるさと納税お礼品登録申請書

年 月 日

（宛先）春日井市長

（申込者）所在地
事業者名
代表者名

春日井市ふるさと納税お礼品登録について、次のとおり申請します。

なお、申請に当たっては、記載内容に偽りがないこと及び春日井市ふるさと納税に係るお礼品贈呈事務実施要綱を遵守することを誓約します。

【添付資料】

- (1) 明細書
- (2) お礼品の写真
- (3) 市税等の滞納のない証明書
- (4) 市内において製造し、又は加工した物品は、その工程が分かる資料
- (5) 実売価格（希望小売価格）が確認できるパンフレット等
- (6) 送料の算出根拠となる資料（送料込設定を選択した場合に限る。）

第4号様式（第8条関係）

春日井市ふるさと納税お礼品登録変更申請書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

(申込者) 所在地

事業者名

代表者名

年 月 日付けで申請した春日井市ふるさと納税お礼品登録について、次のとおり変更します。

なお、申請に当たっては記載内容に偽りがなく及び春日井市ふるさと納税に係るお礼品贈呈事務実施要綱を遵守することを誓約します。

1 変更事項	別紙明細書のとおり
2 変更理由	<input type="checkbox"/> 新たにお礼品を登録するため <input type="checkbox"/> お礼品の取り扱いを停止するため <input type="checkbox"/> その他（ ）

【添付資料】

- (1) 明細書
- (2) お礼品の写真
- (3) 市内において製造し、又は加工した物品は、その工程が分かる資料
- (4) 実売価格（希望小売価格）が確認できるパンフレット等
- (5) 送料の算出根拠となる資料（送料込設定を選択した場合に限る。）

第5号様式（第12条関係）

春日井市ふるさと納税お礼品辞退届出書

年 月 日

（宛先）春日井市長

（申込者）所在地
事業者名
代表者名

春日井市ふるさと納税に係るお礼品贈呈事務実施要綱（第12条）に基づき、次のとおり届け出ます。

1	商 品 名	
2	辞 退 理 由	
3	辞 退 日	年 月 日
4	受付最終日	年 月 日
5	備 考	
連 絡 先	担当部署	
	担 当 者	（役職） (氏名)
	電話番号	
	F A X 番 号	
	電子メール	